

2018年11月2日

富田林市長 多 田 利 喜 様  
教 育 長 芝 本 哲 也 様

2019年度

# 予 算 要 望 書



# はじめに

台風、豪雨、地震など防災・災害対策の強化とともに、医療や介護、子育て、地域振興など住民にとって最も身近な行政である地方自治体が、「住民福祉の機関」として果たす役割はますます重要になっています。

ところが安倍政権は、地方自治体を支援するどころか、地方財政の削減、行政サービス切り捨てと公共施設の統廃合を自治体に迫り、政策誘導のために地方交付税制度まで改変するなど、地方自治体の機能を破壊する政策を引き続きすすめています。地方自治法には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」と定められていますが、これを保障する国・府の財源が確保されていません。

私たちは、この政治を転換し、地方自治体の自主性と、必要な財源を保障するとともに、地域住民の暮らしを守り、地域の再生をめざす取り組みが必要だと考えています。

安倍政権が人口減少対策として打ち出した「地方創生」とは、行政サービスと公共施設等の「集約化」をすすめ、人口減少と地域の疲弊をますます加速させるものです。「公的サービスの産業化」を徹底する民間参入促進の「地方行革」の通知も出して、自治体業務を軒並み民間企業に開放させようとしています。

公共施設の大規模な統廃合を目的にした「公共施設等総合管理計画」は、2016年度中にほぼ全自治体が策定し、今後は実行の段階に移すよう自治体に迫っています。本市でもすでに「市公共施設再配置計画（前期）」が策定されました。更には、「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針（素案）」で、7つの市立幼稚園の廃止を計画しています。

私たちは、政府が「地方創生」の名のもとにすすめる「集約化」と「地方行革」に反対し、地方の基幹産業である農業の6次産業化、中小企業と小規模事業者の振興、観光産業や地域おこしなどの振興策、住宅や商店のリフォーム助成制度への支援、自然・再生可能エネルギーの地産地消など、地方自治体が取り組む真の地域活性化策を、政府が支援するべきだと思います。

また、地方自治体が実施している子育て支援、若者の雇用創出や正社員化への後押し、定住促進策への財政支援、地方移住の支援、若者の「地方回帰」の流れを後押し、地方の交通網を維持することなど、自治体の仕事を支援することも国の大切な仕事です。

財政問題では、財務省や財界などが、「国が借金して交付税を交付しているのに、地方では基金が増えている、などと地方の基金増加を問題視し、地方交付税を削減しようとする議論が繰り返されています。これに対し地方6団体が、「地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できない」などと猛反発したのは当然です。

市の今後の対応として、これまでの市民や関係団体の努力で築き上げられてきた行政水準を後退させないために、上記の点にご留意いただくようお願いしておきます。

この間、日本共産党市会議員団に寄せられた市民の皆さんの要望を踏まえ、新年度予算要望書を提出しますので、実現にむけて検討していただくようお願いいたします。

# 1. いのち・暮らしを守る施策の充実を

1. 安倍首相による「戦争する国づくり」を許さず、平和の憲法を守り、憲法違反の「戦争法（安保法制）」や「共謀罪」を廃止し、日本の政治に立憲主義と民主主義をとりもどすために、思想・信条、政治的立場の違いを乗り越えて力を合わせることを。
2. 国に対して、住民の暮らしや地域経済を守るため下記の事項を求めること。
  - (1) 2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」に、日本政府が調印・批准すること。
  - (2) 国内の農林漁業、食の安全、医療、中小企業などを脅かす TPP から撤退すること。また、安倍首相とトランプ大統領が合意した「TAG（物品貿易協定）」と称する「FTA（自由貿易協定）」交渉を中止すること。
  - (3) 子どもの医療費無料化制度を国の制度として確立すること。
  - (4) 消費税率 10% への増税に反対し、社会保障制度の切り捨てを許さないこと。
    - ①消費税を増税せず、大企業などへの減税を見直し、適正課税で財源を確保すること。

政府が導入しようとしている「適格請求書」（インボイス）制度は、中小業者にとって実務負担や、導入にともなう新たな経費負担が増えるとともに、インボイスが発行できない事業者や免税業者が取引から締め出されるおそれがあり、反対すること。
    - ②介護保険について、国の制度として保険料の減免や利用料の軽減拡充、施設利用者負担の軽減について実効ある措置、ホームヘルパー・施設など基盤整備や、介護現場の労働条件の改善など、国に財源確保と制度の抜本的改善を強く求めること。また、利用者の負担増や、保険料徴収の年齢枠引き下げなどを実施しないこと。
    - ③高齢者を差別し、際限のない負担増と医療切り捨てを押しつける後期高齢者医療制度を早急に撤廃すること。
  - (5) 国保会計での国の負担割合を戻して国保料を一人 1 万円引き下げ、保険証の取り上げなど制裁措置をやめること。
  - (6) 国民のプライバシーを危険にさらし、管理運用する「マイナンバー制度」を廃止すること。
  - (7) 障がい者が安心して生活できるように、就労の場を確保し、作業や訓練ができる制度となるよう国に対応を求め障がい者の生活と権利を守ること。
  - (8) 生活保護基準の切り下げを元に戻し、生活困窮者には、生活保護制度の利用を最優先にする仕組みを堅持すること。

- (9) 自営業者の家族従業員の給与を税法上の必要経費として認めるため、所得税法第56条（自家労賃）を廃止すること。
- (10) 公共事業のあり方を見直し大型開発、新規事業優先から、防災と老朽化対策に重点を移すこと。激甚災害法や災害救助法の適用について、現実に即した対応ができるようにすること。また、被災者の生活再建を支援するための関係法令についても、抜本的な改正を求めること。
3. 救急医療体制を整備・充実するため、国や大阪府に医師不足の解消や、救急告示病院の運営などの財源確保を求めること。特に、大阪府に対して、南河内医療圏域における三次救急病院と二次救急病床確保を求めること。南河内二次医療圏域での救急医療体制充実のために、関係団体・関係機関との連携をさらに強化すること。また、小児救急について引き続き関係機関・近隣市町村との協力で充実に努めるとともに、国や大阪府に財源確保を求めること。
4. 大阪府に対しては、①「大阪都構想」は、過去に失敗した大規模開発事業を繰り返すもので、大企業に奉仕し府民に負担増を強いるものである。解雇ルールや労働時間の規制緩和を図る「労働特区」や、混合診療を解禁し国民皆保険制度を破壊する「特区」構想は、絶対に認めないこと。②水道事業については、災害時に備え複数の「自己水」水源を守り、「安全で良質な水」を供給するために、「府域一水道」構想には慎重に対応すること。③子どもの医療費助成制度などの一部自己負担や所得制限の撤廃を求め制度の拡充とともに、老人医療費や障害者医療費、ひとり親家庭医療費などの助成制度の回復・充実を求めること。④大阪に多い中小業者を切り捨てることになる融資制度の改悪や、府営住宅の半減策などの撤回を求めること。⑤大阪府からの事務移譲事業について、仕事量に見合う財源保障を求めること。⑥カジノ誘致に反対するとともに、セットで計画されている「大阪万博」は、防災上の危険や、府民負担の増など危惧すべき点が多くあり慎重に対応すること。
5. 障がい者の利用者負担について、市独自の軽減策をすすめ、本人やその家族が希望するサービスや医療が充分受けられ、個人負担が増大しないように措置を講ずること。
6. 障がい児の豊かな育ちを保障できるような総合的な保育・療育システムを確立すること。障がい児保育に対する大阪府の補助金制度の拡充を求めること。障がい者(児)が安心して暮らせる街づくりをすすめ、温水プールや機能訓練、宿泊施設等を備えた施設を建設し、緊急一時短期入所もできるようにすること。
7. 病気の「早期発見・早期治療」に結びつけるため、各種の無料検診事業を拡充すること。
8. 介護保険の市独自の保険料減免・利用料軽減策を実効性のある制度に拡充すること。

- 介護保険の減免申請書類から「資産及び収入状況の調査に係る同意書」を除くこと。
9. 「医療・介護総合法」により、「要支援 1・2」の方が介護保険給付から除外、介護給付利用料の負担増、特養ホームへの入所限定、医療では、自己負担増、国保の広域化など市民生活に大きな影響を与えている。必要なサービスを適切に提供できるようにすることや、市民の命を守る医療体制を整え、自己負担の軽減策を充実すること。
  10. 高齢者単身者世帯・夫婦のみ世帯の「孤独死」などを防ぐため、高齢者世帯の訪問、相談活動を充実し、「緊急通報装置」の設置について、高齢者・障がい者の全員を対象とすること。希望者に渡す「エンディングノート」、「つながりノート」を検討すること。
  11. 国保の「広域化」は、本市の市民にとって何のメリットもなく、加入者の声が届かなくなるので、社会保障としての国保制度を守ることが大切。国保が広域化されても、保険料率や減免制度を大阪府で統一せず、加入者の負担軽減に努め市独自の減免制度に、多子家族の減免を加えるとともに、自己負担となる一部負担金の減免基準を拡充すること。
  12. 生活保護世帯へのエアコン設置や光熱費を支援すること。「医療券」方式を改め「医療証」を発行すること。ケースワーカーを増員すること。
  13. 市営住宅の家賃減免率を拡充し、入居保証人制度を廃止すること。若松団地についても、一般募集すること。
  14. 生活つなぎ資金制度の限度額を 30 万円へ引き上げ、「無保証人」とするとともに、利用目的を拡充すること。
  15. 上下水道料金の減免制度を拡充すること。
  16. 市税条例の減免条項の適用拡大や制度の周知徹底を図ること。
  17. 日常の生活権を脅かす差し押えはしないこと。

## 2. 安心して子育てできる街に

1. 国連は、子どもの経験する貧困について、子どもの権利条約に明記されている「全ての権利の否定」と強く警告している。子どもの貧困対策法が、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備などのため、教育・生活・経済的支援などの施策づくりを国や地方自治体の責務としていることを踏まえ、「子どもの生活実態調査」報告書に示された「政策的課題」など、子どもの貧困対策を全庁的な取り組みですすめること。
2. 出産育児一時金制度を拡充すること。助産給付金制度を復活し、安心して出産でき



るように支援制度を創設すること。18歳未満の子どもがいる世帯の第3子以降の保育所・幼稚園の保育料を無料にすること。また、これら世帯の上下水道料金を減免すること。

3. 子どもの医療費助成制度について、18歳年度末まで適用年齢枠を拡充すること。
4. 「子ども・子育て支援新制度」により、関係する事業の行政水準後退や保護者負担増とならないようにすること。
5. 市立園を「認定子ども園」に移行しないこと。市立幼稚園・保育所の統廃合・民営化など、幼児教育・保育行政における公的責任を後退させることなく、公的保育制度・保育水準を守ること。保育の必要な子どもが全員入所できるよう保育所の増設や、施設改修をすすめ待機児童を解消すること。保育現場の労働条件を改善するとともに、正規職員を増員すること。保育料減免制度を実効性のあるものに充実すること。「子ども・子育て支援新制度」における、保育時間の認定区分をなくし、保育短時間の延長保育料を徴収しないこと。公立幼稚園での公的責任を果たすとともに、「3年保育」、「延長保育」を実施すること。
6. 1歳7か月健診後、3歳半健診後のフォロー教室を充実させるとともに、5歳半健診を実施すること。
7. 学童保育については、「公立・公営」を堅持し、国の「放課後児童クラブガイドライン」を遵守するスペースの確保、施設の改修・耐震化の促進、時間延長、障害児保育など、実態の改善・充実を図ること。減免制度を充実すること。長期休暇の時期のみの入所も可能にすること。指導員の労働条件を改善すること。子どもの安全を確保するための対策を強化すること。緊急時の連絡システムを確立するとともに、小学校との連携対策を図ること。
8. 市民プール利用者の声を運営に活かすとともに、子どもの利用を無料にすること。金剛地区で市営プール復活を計画すること。
9. 憲法や「子どもの権利条約」に則り、保護者、教職員の声を誠実に聞き、国・府に過度な「受験競争」の改善を求め、「全国学力テスト」及び大阪府の「チャレンジテスト」に参加しないこと。道徳の教科化による「道徳」の押しつけなど教育内容を管理統制するのではなく、教職員の自主性を尊重し、「いじめ」や「不登校」のない、命を大切にする教育と学校づくりにむけた民主的な教育環境・条件整備に努めること。
10. 義務教育費は無償の原則にたって、就学援助の適用基準は生活保護基準1.5倍への回復をめざすこと。中学校給食についても就学援助の対象とすること。学校給食費を当面、第3子から無料にすること。学校で集められる学習費、視聴覚費、PTA会費、児童会・生徒会費、クラブ活動費など教育諸費の保護者負担軽減の措置を講ずること。
11. 早急に小学校の普通教室、幼稚園保育室にもエアコンの設置をすすめること。また、

通学路安全のためのブロック塀撤去補助の拡充を行うこと。これらの事業推進のために、国とともに府にも財源確保を求めること。

12. 学校施設・環境の充実のために、①トイレの洋式化など改修を引き続き促進すること。②大規模改修や修理・改修などは現場の声を生かして推進し、幼稚園・小学校・中学校の備品や消耗品・暖房費についても現場の声を聞き増額すること。③全学校図書室に常駐の司書を配置すること。④教職員を増やし、教職員がゆとりをもって教育に取り組めるような職場環境づくりに努め、教職員の自主的・民主的な研修を制度的・財政的に保障すること。⑤教室と職員室を結ぶインターホンを設置すること。⑥学校にリース式のウォータークーラーを設置すること
13. 学校警備員の復活や、見守り隊など関係者の声を聞いて通学路の整備をすすめるなど、子どもの安全を確保するための対策を強化すること。
14. 学校給食について、教育の一環として学校給食の充実に努め、「安全・安心の給食」への取り組みを強化すること。
  - (1) 市直営への改善、地元農産物の活用を促進すること。
  - (2) 栄養教諭の増員配置を大阪府に求めること。
  - (3) 保育所・学校給食で食材の安全確保体制を強化すること。
  - (4) 中学校給食について、「教育の一環・食育」の視点から「選択方式」を改め全員喫食にすること。
15. 小・中学校での「30人学級」を早期に実現するため、国・府に制度拡充を求めるとともに、市独自の「35人以下学級」制度を引き続き拡充すること。
16. 図書館の運営形態については、指定管理者制度導入ではなく、現在のあり方を守り発展させること。高齢化などにより、生涯学習の場を提供する図書館や公民館の役割が大きくなっていることを踏まえ、施設の増設・拡充を図ること。また、新たな図書館建設についても検討すること。

### 3. 安全・安心、活力ある街づくりのために

1. 富田林病院の建て替えにあたり、救急医療体制の充実を図るとともに、市民、患者、医師会など関係者の声を大切にして、本市における公的医療機関として役割を果たせるように、市が責任を持つこと。産婦人科外来に女性の常勤医師も配置すること。
2. 災害の際、公共施設の機能を維持する電源確保を図ること。避難所となる公共施設、小学校・中学校などの天井、照明器具、外壁など非構造部材の耐震化を急ぐこと。そのための財源確保を国に働きかけること。すべての公共施設（保育所・幼稚園、老人いこいの家、町会集会所含む）を一時避難所として活用すること。また、太陽



- 光発電や風力発電などの設置や、防災用品の配置をすすめること。公共施設のトイレ洋式化を促進すること。
3. 災害時に援護を必要とする人たちに対する防災対策を強化すること。
    - (1) 高齢者、障がい者が住まれている住宅の耐震診断・耐震補強の実施。火災予防対策の強化。家具の転倒防止対策。
    - (2) ホームヘルパーやケアマネージャーの協力、連携体制の確立。要援護者への支援体制の強化。
    - (3) 1カ所しかない福祉避難所を増やすこと。
  4. 地域での防災の備えを強化するために
    - (1) 地域の団体と行政の役割分担や、消防団員・自主防災組織・自治会役員等の皆さんの役割を明確にすること。防災対策充実のため、地域でできる防災対策のマニュアル案などを示すこと。
    - (2) 町会や自治会組織が災害時に、防災活動や相互扶助活動に取り組めるように、体制の確立、防災活動に関する基礎知識と技能を身につけたリーダーの養成、防災訓練の実施など、住民の防災意識をたかめる取り組みをすすめること。避難指示・勧告の伝達方法についても、市民に周知しておくこと。
    - (3) 地域の状況に応じた防災対策を強化するために、行政のイニシアチブで、地域の危険箇所などの日常点検をすすめること。地すべり、急傾斜地、土石流、浸水など危険区域の調査・点検結果を関係地域の住民に知らせ、避難ルートを徹底しておくこと。
    - (4) 災害時に活用できる機器材の所在を調査し、平時から市民に周知しておくこと。
    - (5) 土砂災害など危険地区に設置している同報系防災無線の改良をすすめること。
    - (6) 「がけ地防災工事補助事業」の対象範囲を拡大し、補助率を増額すること。
  5. 木造住宅の密集地域では、地域の実情に対応して、①消火栓や防火水槽の増設。②消火栓から直接放水できる機材の配備。③小型消防自動車の配備。④防災空間の確保。⑤地域防災訓練の実施。⑥家屋の耐火構造促進などを強化すること。
  6. 木造住宅などの「耐震診断・補強改修」について、助成制度が活用されるよう広報に努めること。また、「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。
  7. 耐震診断、耐震改修や住宅用太陽光発電システム設置、高齢者むけ住宅改修などの補助事業について、市内事業者に仕事がまわるように制度を再構築すること。
  8. 住宅用火災警報器や、通電火災防止の地震感知ブレーカーの設置について、住民負担の軽減策を講じること。
  9. 地域の防災拠点、災害時の対応拠点となる消防団車庫の整備を図り、防災用品の備蓄なども行うこと。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」な

- どにより、防災力の強化、消防団員の処遇改善をすすめること。
10. マンション対策を市の施策として位置づけること。マンション建て替え問題などの相談にも対応し、居住者への支援策を整備すること。そのために、マンション居住者の代表による「協議会」を設置すること。
  11. 緑地の保全など将来にわたって自然環境の保全を図ること。そのために、「環境保全と向上に関する条例」の活用や関連条例を充実・整備・制定（住宅条例・水源保護条例）すること。土砂や産業廃棄物埋め立てなどの規制を強化すること。
  12. 大規模開発については、住民合意を大切にし、合意のない開発は許可しないこと。
  13. 「アスベスト」問題について、適切・機敏に対応すること。「石綿」水道管の敷設替えを早期に完了すること。
  14. 公園に体力維持に役立つ健康遊具（使用説明板付き）を増設すること。
  15. 文化財の保存活用のための資料館整備や「市指定文化財」制度など、関係団体の意見を聞き、豊かな文化財を守るための施策を推進すること。
  16. 農業基盤と営農環境の整備、後継者の育成、農産物の価格保障制度などの充実を図ること。また、農業用施設の改修・整備に関する補助制度を充実すること。地元農産物の販売支援、学校給食や病院給食など公共的な施設での地元農産物の活用促進に努めること。
  17. 農業公園と連携して、遊休農地を活用した市民農園など、健康的なライフスタイルづくりや、親子・家族のきずなを強める体験農業施設をさらに整備し、「クラインガルテン」などを計画すること。農業公園を、より魅力ある施設に充実すること。これらの取り組みを通じて、農業を志す若者の雇用の場を創出すること。
  18. イノシシやアライグマによる農作物被害防止のための対策を強化すること。
  19. 地場産業の振興・中小業者の育成を図るための施策の推進、地元発注、分離分割発注に努めること。また、市独自の無担保・無保証人の融資制度と緊急かけこみ融資制度を実施すること。小規模修繕工事契約希望者登録制度を利用しやすくするため、事業者が提出する書類手続きを簡素化すること。
  20. 「小規模企業振興基本法」を活用しての施策展開や、活力ある街づくりのため「地域経済振興条例」を制定すること。また、不況対策や就労相談などの窓口を設置すること。
  21. 買い物不便地域や運転免許返上者など交通弱者のため移動手段支援策を実施するとともに、移動販売車や宅配サービスを促進し、ライフラインを守ること。また、バス停に屋根やイスを設置すること。レインボーバスを、公共交通網の空白区域の利便性向上の視点で再構築すること。南海・金剛駅と近鉄・富田林駅間のバス路線を確立すること。
  22. 高齢者や障がい者が、支障なく日常生活をすごせるようにバリアフリーの街づくり

を推進すること。歩道の段差解消をすすめること。交通安全のための外側線や道路表記など、交通安全対策を充実すること。

23. 近鉄・南海電車で、駅の「無人化」がすすめられているが、安全・治安の面からも近鉄・南海に「駅の無人化中止」を働きかけること。
24. 金剛地区については、世代間交流モデル地区としての街づくりを推進すること。「金剛地区再生にむけたまちづくり」について、住民の意見を聞き、市とURが連携してすすめること。また、青少年スポーツホールを複合的施設に改修するとともに、ピュア金剛跡地の有効活用などを計画すること。
25. 「空き家」対策をすすめ、活用のために「空き家リフォーム助成」制度などを具体化すること。
26. 管理団体を特定できない危険個所に、市の責任で防犯灯・街灯の設置をすすめること。
27. 太陽光発電や小水力発電など、再生可能エネルギーの利用を促進するための施策を展開するとともに、そのもとになる「条例」制定や担当部署を設置すること。
28. 里山の保全をすすめるとともに、文化遺産ともいえる棚田は、保水・防災能力もあり保全・活用に努めること。

## 4. 地方自治を守り、住民参加の市政へ

1. 地方自治を発展させるために、国による地方自治を侵害する策動を許さず、国から地方への権限と財源の移譲による真の地方分権で、地方自治の拡充をめざすこと。また、道州制の導入計画や、さらなる市町村合併に反対し、地方自治を守ること。
2. 「第3期行財政改革プラン」で、業務の民営化や、「公民館講座の一部有料化」、「施設使用料の見直し」、「粗大ゴミ収集の有料化」などが示されているが、「行政改革」は、自治体本来の仕事である住民の福祉、行政サービスを拡充する方向で行い、市民の負担を増やさないこと。
3. 公共施設の在り方について検討する際には、施設利用者の意見を大切にすること。市「直営」の公共施設については、「民営化」や「指定管理者」制度を導入しないこと。指定管理者制度導入施設については、「情報公開」、「施設運営への住民参加」などの制度を構築するとともに、市民の皆さんへのサービスの向上や、そこに働く労働者の権利擁護などに配慮し慎重に対応すること。施設使用料・利用料金の引き上げをしないこと。
4. 義務教育や福祉に関する国の責任を後退させず、国に財源保障を求め補助負担金制度の縮小・廃止に反対すること。
5. 「同和行政・同和教育」の完全終結のために、「人権協議会」などへの事業委託や補助金を中止し、法令に反して人権文化センター内に置かれている運動団体の事務所

の退去を求めること。

6. 教育現場や、市の主催する行事で参加者に「日の丸・君が代」を押しつけないこと。特に、教育行政における「統制的傾向」を克服するための努力を強めること。
7. 住民本位の施策を展開するにふさわしく、全職員が、やりがいを持って仕事に取り組めるよう「職員合意」を貫くこと。
8. 入札制度について、透明性・公正性・競争性を確保するとともに、「談合」防止の視点からも改善すること。
9. 保育現場など欠員となっている職場で正規職員を配置し、安心して働ける環境を整備すること。市の関係する事業で、不安定雇用労働者の増加や、労働条件の悪化をまねかないように「公契約条例」を制定すること。
10. 平和の憲法を市政に生かす自治体づくりをすすめること。
11. 女性の地位向上、権利擁護に努め、社会・職場・家庭の三つの領域で平等をめざす女性施策の前進を図るために、「男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」を施策のなかに生かすこと。
12. 住民の参加・参画の場を保障すること。
  - (1) 市民、民主団体や労働組合などとの対話、交渉の場を一層充実すること。
  - (2) 市の事業展開にあたっては、説明責任を果たすと同時に「住民合意」を基本とすること。
  - (3) 各種「審議会・委員会」について、より多くの市民へ委員を委嘱するとともに、開催日時を工夫すること。また、設置目的に沿った運営、情報公開（傍聴席数増、ネット中継など）に努めること。
  - (4) 「行政懇談会」等の開催で「出かける市政」をめざして、市民や団体との対話を旺盛にすすめること。
  - (5) 市政への市民の参加・参画を促進するため「住民投票条例」を制定すること。

以 上

## 資料

### 富田林市の財政状況指標

(順位は府内で大阪市・堺市を除く 31 市比較、2016 年度決算資料より)

#### ■実質収支

5 億 4900 万円の黒字 (府内第 8 位)

#### ■市の財政規模

歳入総額 387 億 9200 万円

歳出総額 381 億 6800 万円

#### ■財政力指数

0.65 (第 23 位)

#### ■基金残高

108 億 7700 万円 人口一人当たり 9 万 6 千円 (多い方から第 5 位)

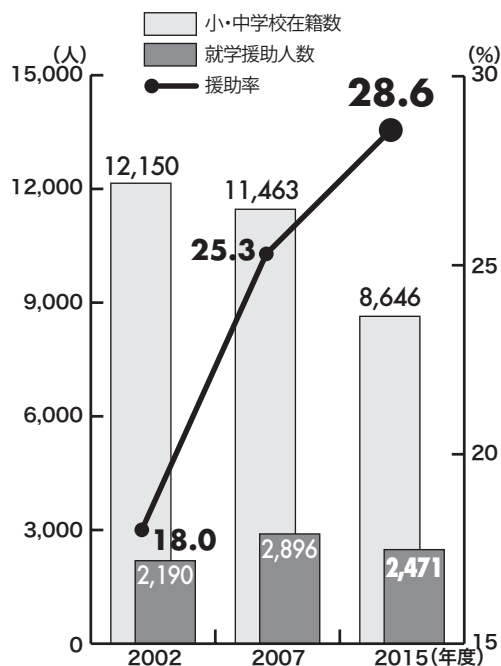
#### ■地方債残高(借金)

267 億 3600 万円 人口一人当たり 23 万 5 千円 (少ない方から 6 位)

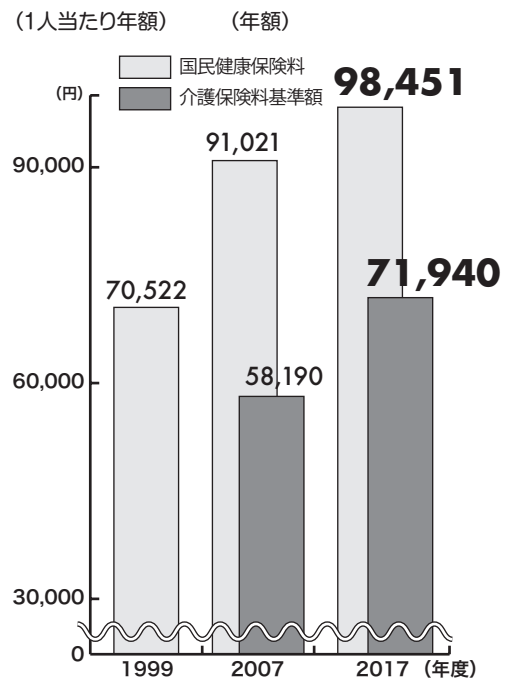
※人口の推移 2010 年 9 月末 12 万 162 人、2018 年 9 月末 11 万 2170 人

## 富田林市民のおかれている状況

### ■就学援助率



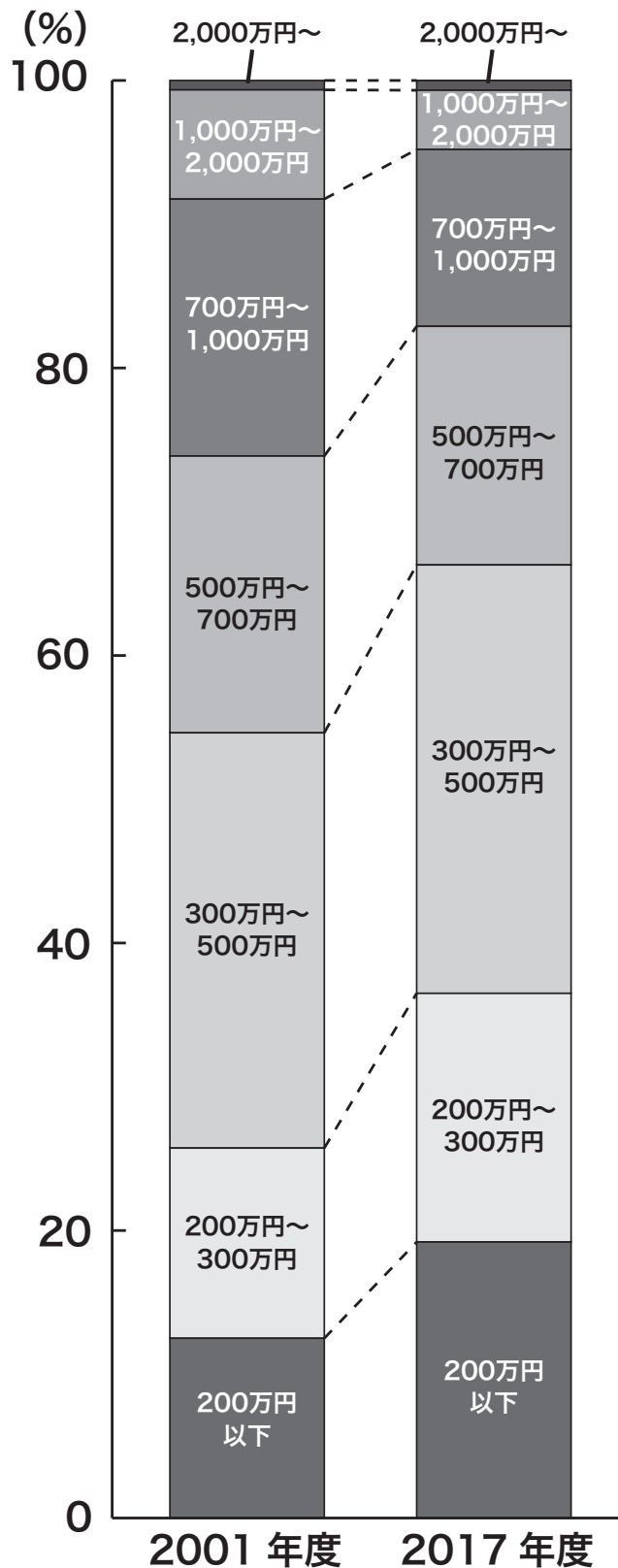
### ■国民健康保険料・介護保険料基準額





## 給与所得者の収入段階別調

(富田林市)



## 全体の一人あたりの収入

2001年度 …… 540万7千円

2017年度 …… 452万1千円

減 …… 88万6千円

## 年間収入が300万円以下の人

2001年度 …… 25.7%

2017年度 …… 37.6%

## 収入が2,000万円超の人

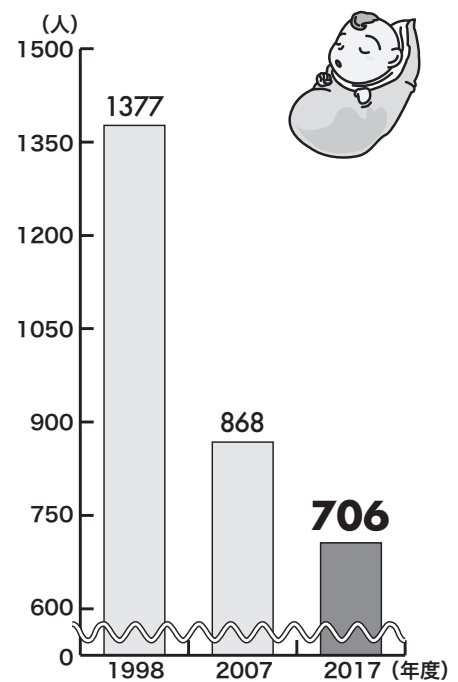
### ● 平均収入

2001年度 …… 2,832万9千円

2017年度 …… 3,210万9千円

増 収 …… 378万円

## 年間の出生数







## 奥田 良久

建設厚生常任委員会  
予算決算常任委員会  
南河内環境事業組合議会運営委員長



## 岡田ひでき

総務文教常任委員会副委員長  
予算決算常任委員会  
議会運営委員会  
南河内環境事業組合議会議員  
富田林市都市計画審議会



## 田平まゆみ

建設厚生常任委員会  
予算決算常任委員会  
富田林病院特別委員会  
広報委員会副委員長  
富田林市環境保全審議会

日本共産党富田林市会議員団のホームページは、「**日本共産党富田林市会議員団**」で検索してご覧ください。これまでの議会活動報告や、市政の問題について議員団の見解など掲載しています。

「**岡田ひでき通信**」や「**田平まゆみBLOG**」もアクセスできます。

また、市ホームページの「市議会のページ」から「会議録閲覧」で、「会議録」や「録画配信」もご覧いただけます。ぜひ検索してください。「会議録」は、市役所や金剛連絡所、市立図書館でも閲覧できます。

日本共産党富田林市会議員団

検索



## 日本共産党富田林市会議員団

富田林市常盤町1-1 TEL:25-1000(240) FAX:20-6627

URL: <http://www.jcp-tondabayashi.org>

